平成２５年（フ）第２８８号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町７―23―35、住民票上の住所大阪府高石市東羽衣７丁目９番31号
債務者　伊藤　大将
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　康弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
堺市堺区住吉橋町１丁１番12―304号、前住所堺市堺区大浜中町２丁４番25号
債務者　金城　正浩
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　史絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
埼玉県比企郡小川町大字角山694番地２
債務者　長岡　君子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１２９号
静岡県浜松市東区西ケ崎町986番地の１　ハイツメイフラワーⅠ102号
債務者　馬渕　清孝
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劒持　友浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
岐阜県大垣市中川町４丁目522番地２　山本コーポＡ102号室
債務者　伊藤　幹男
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４５２号
名古屋市緑区有松町大字有松字三丁山311番第１番地　カーサヨネックス105号
債務者　黒岩　和男
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８９号
横浜市西区浅間町５丁目379番地１　サンビーム西横浜202号
債務者　渡邉　信義
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９０号
横浜市西区浅間町５丁目379番地１　サンビーム西横浜202号
債務者　渡邉　彰子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２号
福井市月見４丁目17番26号　健商８―203
債務者　坂野上　治
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
札幌市西区西野１条９丁目４番18―503号
債務者　大野美由紀（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３号
岩手県釜石市甲子町第９地割211番地２　釜石市甲子町第２仮設団地８―２号室、旧住所埼玉県八潮市大字南川崎250番地１　ユマニティ八潮403
債務者　小笠原公子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
宮城県栗原市築館源光12番48号、従前の住所宮城県遠田郡涌谷町太田字中太田68番地２
債務者　高橋　綾（旧姓玉ノ井）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
秋田県鹿角市尾去沢字一の坂８番地７、前住所秋田県鹿角市花輪字陳場20番地５
債務者　小田　安子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１３号
秋田県大館市有浦３丁目３番39号　渡辺アパート１号、前住所秋田県大館市清水４丁目２番７―１号、前々住所秋田県大館市中道２丁目３番４号
債務者　畠山惠美子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１７号
秋田県北秋田市鷹巣字愛宕下57番地４、前住所山形市北山形２丁目１番39―301号　アイシティーきたえきＣ
債務者　清水　一成
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第８３号
金沢市畝田中２丁目19番地４
債務者　岩崎　勇
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
金沢地方裁判所